

○環境省告示第二十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年四月八日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
別表二				別表二			
補助金等の名称	施設設備等の分類	処分を制限する財産の名称等 財産の名称、構造等	処分制限 期間（年）	補助金等の名称	施設設備等の分類	処分を制限する財産の名称等 財産の名称、構造等	処分制限 期間（年）
令和七年度予算に係るもの				令和七年度予算に係るもの			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六 六	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 冷房用又は暖房用機器 〔新設〕	六 〔新設〕
		事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバ用ものを除く。） その他のもの	四 五			事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバ用ものを除く。） その他のもの	四 五

	<p>構築物</p> <p>発電用又は送配電用のもの</p> <p>小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）</p> <p>その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）</p> <p>汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）</p> <p>送電用のもの</p> <p>地中電線路</p> <p>塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線</p> <p>配電用のもの</p> <p>鉄筋コンクリート柱</p> <p>木柱</p> <p>配電線</p> <p>添架電話線</p> <p>地中電線路</p> <p>金属造のもの（前掲のものを除く。）</p>	<p>三〇</p> <p>五七</p> <p>四一</p> <p>三三</p> <p>三三</p> <p>四三</p> <p>一五</p> <p>三三</p> <p>三三</p>				
--	---	---	--	--	--	--

<p>車両及び運搬具</p>	<p>特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農業用運搬機具を含まない。）</p> <p>消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車</p> <p>モーターサイパー及び除雪車</p> <p>タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの</p> <p>小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p>	<p>鋼鉄製のもの</p> <p>水そう及び油そう</p> <p>鋼鉄製のもの</p> <p>送配管</p> <p>鋼鉄製のもの</p> <p>鋼鉄製のもの</p>	<p>三</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>三〇</p>
----------------	--	--	---

	<p>その他のもの</p> <p>運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）</p> <p>自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）</p> <p>小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p> <p>大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p> <p>乗合自動車</p>	<p>四</p> <p>三</p> <p>五</p> <p>四</p> <p>五</p>
	<p>前掲のもの以外のもの</p> <p>自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）</p> <p>小型車（総排気量が〇・六リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>四</p>

付金

器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） ） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六	四 五
	事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの		五
	光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器		八 五
	容器及び金庫 ドラムかん、コンテナーその他の容器 その他のもの 金属製のもの		三

付金

器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） ） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六	〔新設〕
	〔新設〕		〔新設〕

<p>船舶</p>	<p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船</p> <p>漁船</p> <p>総トン数が五百トン以上のもの</p> <p>総トン数が五百トン未満のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>総トン数が二千トン未満のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一四</p> <p>九三</p>	<p>六</p>
	<p>前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの</p> <p>主として木造のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>五〇</p> <p>一五</p>	
	<p>木造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びびくい</p> <p>その他のもの</p>	<p>一五</p> <p>一〇</p>	

工具	切削工具	二	三			
	治具及び取付工具		三			
	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）		五			
	その他のもの		五			
	モーターボート及びひとり載漁船		四			
	その他のもの					
	動力漁船及びひき船		六			
	ひとり載漁船		四			
	木船					
	その他のもの		三			
発電船及びひとり載漁船						
鋼船						
その他のもの						
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船						七
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）						九
船舶法第四条から第十九条までの適用を受けるもの						一〇

		前掲のもの以外のもの その他のもの	三
		前掲の区分によらないもの その他のもの	四
器具及び備品	時計、試験機器及び測定機器 度量衡器 試験又は測定機器		五 五 五
	容器及び金庫 ドラムかん、コンテナーその他の 容器 その他のもの 金属製のもの その他のもの		二 三 二 三
	前掲のもの以外のもの 漁具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの		三 三 一〇 五
	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区		

室内装飾品	
その他のもの	
の	
レコード吹込用又は劇場用のもの	
小売業用、接客業用、放送用、	
じゅうたんその他の床用敷物	
その他これらに類する繊維製品	
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前	
気式のものを除く。）	
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電	
気に類する電気又はガス機器	
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他こ	
冷房用又は暖房用機器	
ギターその他の音響機器	
ラジオ、テレビジョン、テープレ	
その他のもの	
主として金属製のもの	
その他のもの	
接客業用のもの	
その他の家具	
その他のもの	

六三三
 三三三
 四四四
 六六六
 六六六
 六六六
 八八八
 八八八
 八八八

<p>看板及び広告器具</p> <p>看板、ネオンサイン及び気球</p> <p>マネキン人形及び模型</p> <p>その他のもの</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>五〇 三三</p>
<p>時計、試験機器及び測定機器</p> <p>時計</p> <p>度量衡器</p> <p>試験又は測定機器</p> <p>光学機器及び写真製作機器</p> <p>カメラ、映画撮影機、映写機及び 望遠鏡</p> <p>引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡</p> <p>その他の機器</p>	<p>五 五 五 八</p>
<p>ミリ</p> <p>インターホーン及び放送用設備</p> <p>電話設備その他の通信機器</p> <p>デジタル構内交換設備及びデジ タルホタン電話設備</p> <p>その他のもの</p>	<p>一 六</p>
<p>ミリ</p>	<p>六 五</p>

	<p>バードタンクその他の作動部分</p> <p>を有する機能回復訓練機器</p> <p>調剤機器</p> <p>歯科診療用ユニット</p> <p>光学検査機器</p> <p>ファイバースコープ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>レントゲンその他の電子装置を使用する機器</p> <p>移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>陶磁器製又はガラス製のもの</p> <p>主として金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具</p> <p>スポーツ具</p> <p>劇場用観客いす</p>	<p>三三三</p> <p>一〇三</p> <p>六四四</p> <p>八六六</p> <p>七六六</p>				
--	--	--	--	--	--	--

無形減価償却資産	特許権		八	五	
	実用新案権		五	五	
有形減価償却資産	高圧権		七	五	
	商標権		一	〇	
	ソフトウェア		五	三	
	複写して販売するための原本				
	その他のもの		五	三	
	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		一	五	
	主として金属製のもの				
	その他のもの		五	〇	
	焼却炉		五	五	
	その他のもの		五	五	
	無人駐車管理装置		五	五	
	自動販売機（手動のものを含む。）		五	五	
	楽器				

機械及び装置	繊維工業用設備 炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	七 四 三
	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一 〇
	食料品製造業用設備	一 〇
	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一 五 八
	医療機器 その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 その他のもの	六
	光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五

石油製品又は石炭製品製造業用設備	七	八	五	五	五	五	五	五	五
その他の設備									
製造設備									
偏光板又は偏光板用フィルム									
フラットパネル用カラーフィルタ									
半導体用フォトリソスト製造設備									
ゼラチン又はにかわ製造設備									
活性炭製造設備									
塩化りん製造設備									
くはよう素化合物製造設備									
臭素、よう素又は塩素、臭素若し									
化学工業用設備									
その他の設備									
製本業用設備									
デジタル印刷システム設備									
印刷業又は印刷関連業用設備									
備									
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備									
家具又は装備品製造業用設備									
造業用設備									
木材又は木製品(家具を除く。)製									

<p>その他の設備</p> <p>はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>一〇</p>
<p>生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。）</p> <p>金属加工機械製造設備</p> <p>その他の設備</p>	<p>三九</p>
<p>業務用機械器具（業務用又はサービス物の生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>七</p>

電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備			
光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備			六
プリント配線基板製造設備			六
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備			五
その他の設備			八
電気機械器具製造業用設備			七
情報通信機械器具製造業用設備			八
輸送用機械器具製造業用設備			九
その他の製造業用設備			九
通信業用設備			九
技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）			
その他の設備			四
その他のサービス業用設備			三
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの			
機械式駐車設備			一〇

